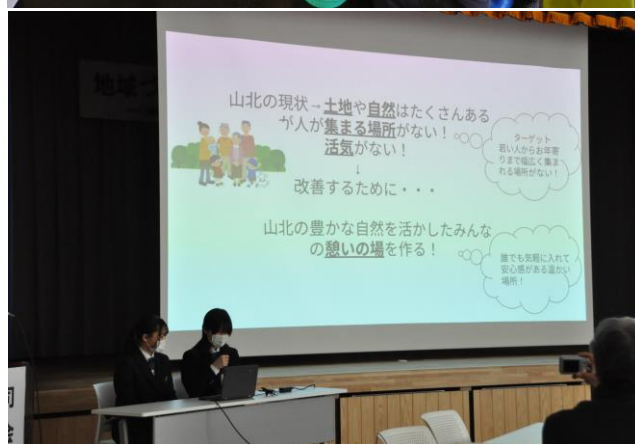


令和6年度 山北地区まちづくり協議会 通常総会 議 案 書



左上：軽トラ市

「勝木地内で軽トラ市の実施」

(地域づくり団体との連携推進事業)

左下：中継桜まつり

「花見会の催し」

(集落の元気づくり支援事業を活用)

右上：笹川流れハーブマーケット

「さざえのつかみ取り体験」

(地域づくり団体等支援事業を活用)

右下：地域づくり楽集会

「山北中学校生徒の地域への提案」

(地域の担う人材育成)

日時：令和6年4月23日(火) 18:30～

会場：さんぽく会館

山北地区まちづくり協議会

～ 令和6年度 山北地区まちづくり協議会 通常総会 次第 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議長及び議事録署名人の選出

4 議 事

第1号議案 令和5年度事業実施及び収支決算…………… 2

第2号議案 山北地区まちづくり協議会規約の一部改正…………… 12

第3号議案 第3次山北地区まちづくり計画の一部改訂…………… 18

第4号議案 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）…………… 21

第5号議案 山北地域まちづくり協議会役員の改選…………… 28

5 議長退任

6 来賓祝辞

7 閉 会

第1号議案

令和5年度事業実施及び収支決算

令和5年度事業実施及び収支決算について、別紙のとおり報告します。

令和 6年 4月23日 提出
山北地区まちづくり協議会 会長 板 垣 純 一

令和 6年 4月23日 議決
山北地区まちづくり協議会 議長 齋 藤 甲 三

第1 協議会の運営等にかかる活動

(1) 協議会の会議等

①監査

R5. 4. 6 出席6人(監事2人、会長、事務局3人) 事務及び会計監査

②総会(1回開催)

R5. 4. 26 通常総会 出席者65人、委任状20人 事業計画・予算審議 ほか

③理事会

R6. 3. 12 第1回 出席者42人、委任状6人 事業実施・収支決算見込み ほか

④役員会(三役会含む)

R5. 6. 12 第1回 三役会 年間事業予定、各種プロジェクト関係 ほか

R5. 6. 22 第1回 役員会 年間事業予定、各種プロジェクト関係 ほか

R5. 12. 22 第2回 役員会(書面) 事業経過、これまでの取り組みから今後の取組み ほか

R6. 1. 22 第2回 三役会 事業経過、理事会提案資料の検討 ほか

R6. 2. 2 第3回 役員会 事業経過、理事会提案資料の検討 ほか

R6. 3. 19 第4回 役員会 総会提案資料の検討 ほか

⑤委員研修会

R5. 11. 14~18 明治大学小田切ゼミ農村調査実習に関する研修

R5. 12. 2 先進地視察研修「空き家をリノベーションしての利活用事業」14人参加
阿賀町「阿賀まちづくり株式会社」視察会場：古民家民宿(らくら)

R6. 3. 17 地域づくり楽習会

⑥部会

【地域コミュニティ部会】

R5. 4. 26 第1回 出席 9人 今年度の事業計画、集落懇談会について

R5. 6. 28 第2回 出席 10人 集落懇談会経過報告、今後の進め方について

R5. 10. 8 第3回 出席 8人 支援事業の見直しについて

R6. 1. 10 第4回 出席 7人 集落懇談会経過報告、今後の進め方について

R6. 3. 26 第5回 出席 9人 今年度の事業経過及び次年度事業計画など

【地域パートナーズ部会】

R5. 4. 26 第1回 出席 9人 今年度の事業計画について

R5. 8. 9 第2回 出席 5人 連携共有の場づくりについて

R6. 1. 9 第3回 出席 9人 連携共有の場作りについて

R6. 2. 6 第4回 出席 7人 今年度の事業経過及び次年度事業計画など

【地域リーダーズ部会】

R5. 4. 26 第1回 出席 11人 今年度の事業計画について

R5. 6. 29 第2回 出席 9人 事業の取組みについて

R5. 9. 19 第3回 出席 9人 視察研修関係、集い場づくり支援について

- R5. 11. 2 第4回 出席 9人 視察研修関係、集い場づくり支援について
- R6. 1. 19 第5回 出席 5人 地域づくり楽習会について
- R6. 3. 8 第6回 出席 5人 地域づくり楽習会について

⑦広報委員会

- R5. 6. 13 第1回 今年度の「さんぼぼ」発行計画及び第37号の内容について
- R5. 10. 24 第2回 第38号の内容について
- R5. 12. 27 第3回 第39号の内容について

⑧まちづくり協議会助成金交付等審査会

- R6. 3. 19 集落の元気づくり・地域づくり団体活動支援事業の審査

⑨協議会安定運営検討プロジェクト

- R5. 8. 22 第1回 出席 12人 課題拾い出し、課題の整理
- R5. 9. 26 第2回 出席 8人 課題に対する目標設定など
- R5. 12. 21 第3回 出席 9人 テーマごと再編方針（目標）設定
- R6. 1. 15 第4回 出席 9人 報告素案検討

(2) 各種会議等への出席

- R5. 5. 15 第1回山北地域交通運営協議会 会長出席
- R5. 5. 25 日沿道山北地区活性化推進協議会 総会 会長、小田副会長出席
- R5. 6. 24 (公財)山北産業振興公社 評議委員会 会長出席
- R5. 7. 3～4 社会を明るくする運動 街頭活動 加藤副会長、小田副会長出席
- R5. 7. 18 夏休み青少年を守ろう研修会・山北地区子ども育成支援関係団体懇談会
小田副会長出席
- R5. 11. 14 村上市社会福祉協議会活性化等検討委員会 加藤副会長出席
- R5. 11. 29 村上市社会福祉協議会活性化等検討委員会 加藤副会長出席
- R6. 1. 30 村上・岩船保護司会山北分会研修会 板垣会長出席
- R6. 2. 27 村上市社会福祉協議会活性化等検討委員会 加藤副会長出席

(3) その他

①まち協役員と地域おこし協力隊、集落支援員との意見交換会

- R5. 7. 4 山北地区の地域づくりについて意見交換 20人参加

②情報交換会（ズーム）

- R5. 9. 1 岩手県岩手郡雫石西山まちづくり協議会
まち協の取り組み説明、意見交換 事務局参加

第2 まちづくり計画に基づく活動

取組1 各地域の活動や地域の課題解決の促進を支援

取組方針 事業名	実施時期	事業内容等	備考
集落の元気づくり計画策定支援事業	通年	集落の元気づくり計画策定集落：実績なし	
集落の元気づくり支援事業	通年	集落等への活動助成金交付：16集落、29事業 2,337千円を交付	
集落の元気づくり支援事業（備品整備）	通年	備品の貸出し：18団体26回使用	
集落公民館活動支援事業	6月12日～22日の間交付	各集落公民館等へ活動助成金を交付 28団体1,825千円（事業加算は2/15～2/28交付）	
1-2 集落、地域の持続可能性の向上			
集落・地域懇談会の開催（モデル集落）	① 学校町 ② 大代	学校町：打合せ2回、懇談会3回 大代：打合せ1回、懇談会4回	

取組2 各種団体の活動や団体間連携の促進を支援

基本方針 事業名	実施時期	事業内容等	備考
地域づくり団体等活動支援事業	通年	地域づくり団体等への活動助成金の交付 10団体、10事業、1,485千円を交付	
2-2 地域の団体等と連携した地域課題の解決に向けた取り組みを推進			
買物困難者支援事業（買物ツアー）	4月から2月	買物ツアー「おでかけさんぽぽ」を他団体と連携して実施 黒川俣地区：5回実施（参加者延べ49人） 越沢集落：4回実施（参加者延べ35人） 府屋集落：2回実施（参加者延べ17人） 山熊田集落：1回実施（参加者延べ10人）	
買物困難者支援事業（ゆり花マルシェ） ※R5.4～R6.3実績	通年	ゆり花会館にゆり花マルシェを開設。毎週火、木（第2、第4水）、金曜日、10時～15時まで 6事業者、117日開設、来訪者901人	
地域産物流通促進事業	5月14日 6月18日 7月13日 9月10日 10月8日	地域産物の販売と国道7号の遊休地の利活用促進を目的に軽トラ市を開催。 来訪者：延べ約2,200人、出店業者：延べ49事業者、売上金：約236万円	

取組3 地域を担う人材の育成を支援

基本方針 事業名	実施時期	事業内容等	備考

3-1 地域を担う人材を育成			
地域づくり楽習会の開催	3月17日	～大人も子どももみんなで未来を探そう～ 第1部：中学生アイデア発表 第2部：協力隊・支援員の活動の紹介、交流	
先進地視察研修	12月2日	「阿賀まちづくり株式会社」を視察。「関係人口関連事業」「空き家対策事業」について	
共助に向けた集い場支援事業	通年	集いの場づくりを部会で検討	
3-2 地域の未来を担う子どもたちの育成			
地域の担い手育成事業	通年	山北地区学校運営協議会と連携し、地区内小中学校の事業を支援 中学校：花いっぱい運動、あいさつ運動のぼり旗、伝統料理体験、など 小学校：花いっぱい運動、山菜取り体験、日本国太鼓体験、など	

取組4 未来の山北地区に向けた関係人口に関する事業を促進

基本方針 事業名	実施時期	事業内容等	備考
4-1 地域の人材、生業等を活かした取り組みによる関係性を構築する事業を促進			
百姓やってみ隊推進事業	6月～12月	週末を中心とした農作業と各種体験活動を計画。日帰りのみ6回実施（詳細は別紙）	
4-2 短期的な地域滞在による関係性を構築する事業を促進			
学生インターン事業		今年度実施なし	

取組5 山北地区まちづくり協議会の安定運営のための事業

基本方針 事業名	実施時期	事業内容等	備考
5-1 地域とのつながりを育み活動を発信するための情報提供を促進			
まちづくり通信の発行	年3回	まちづくり通信を発行し、山北地区全戸へ配布（村上市HPにも掲載） 第37号（8/15）、第38号（12/15） 第39号（3/15）	
集落行事カレンダーの発行	3月15日	集落活動等の情報を共有するため「さんぽく行事カレンダー」を3月15日に発行	
ホームページ、SNSを活用した情報発信	通年	現行のホームページの活用、SNSでの情報発信 Facebook：フォロワー729人（昨年度628人）	
5-2 活動拠点の整備を推進			
拠点整備に向けた取組	通年	山北地区まちづくり協議会安定運営検討プロジェクトで検討、素案を提案	
5-3 計画実現に向けた組織体制の再構築			
組織体制の再構築	通年	山北地区まちづくり協議会安定運営検討プロジェクトで検討、素案を提案	

第3 百姓やってみ隊推進事業に係る活動

1. 実施期間

令和5年7月から令和5年12月まで

2. 構成員

百姓やってみ隊隊員 山北地区外16人・山北地区内6人

3. 運営・管理

畑は民地を借用。維持管理は事務局が直轄管理。畑の耕起等は産業振興公社へ委託して実施

4. 定期活動

回数	期日	実習	活動内容	参加者数
番外編	6月17日(土)	農業体験(畑)	・焼畑準備 ・収穫作業等	隊員 9人 指導員 2人
第1回	7月8日(土)	ガイダンス 農業体験(畑)	・種蒔き、収穫、耕起等 ・焼畑準備(終了後交流会)	隊員 9人
第2回	8月5日(土)	農業体験(畑) マリンスポーツ体験	・焼畑、除草作業 ・シーカヤック体験	隊員 8人 指導員 2人
第3回	9月9日(土)	農業体験(畑) 生業体験(お祭り)	・大根など種蒔き、耕起等 ・御神輿体験(勝木集落)	隊員 8人 関係者多数
第4回	10月14日(土)	農業体験(畑) D Y I	・種蒔き、植付け、収穫、耕起等 ・休憩場所ベンチのペンキ塗り作業	隊員 8人
第5回	11月11日(土)	農業体験(畑) 食の体験	・収穫、植付け作業 ・燻製とキムチ漬け体験 (終了後交流会にお祭り関係者参加)	隊員 2人 指導員 1人 関係者 2人
第6回	12月9日(土)	農業体験(畑) 生業体験(郷土料理)	・収穫作業、畑の石拾い、除草作業 ・そば打ち体験	隊員 10人 指導員 1人
個別案内	5月21日(日)		大毎 田植えツアー	
個別案内	10月1日(日)		大毎 稲刈りツアー	

令和5年度 収支決算

山北地区まちづくり協議会

【収入の部】

単位：円

項目	予算額	決算額	増減	説明
1. 繰越金	1,990,288	1,990,288	0	前年度まちづくり協議会繰越金
2. 補助金等	8,707,000	8,707,000	0	
1 まちづくり交付金	8,707,000	8,707,000	0	村上市から
2 事業補助金	0	0	0	
3. 会費等	0	2,500	2,500	
1 賛助会費	0	0	0	
2 事業負担金等	0	2,500	2,500	
4. 事務職員負担金	0	0	0	
5. 受託金	0	0	0	
6. 繰入金	26,313	25,436	-877	住民懇談会推進積立金25,313円 積立金利子123円
7. 雑収入	399	3,870	3,471	行事カレンダー 預金利息
合計	10,724,000	10,729,094	5,094	

【支出の部】

単位：円

項目	予算額	決算額	増減	説明
1. 運営費	1,240,000	769,119	-470,881	
1 社会保険料	0	0	0	
2 賃金	0	0	0	
3 報償費	207,000	207,000	0	会長ほか役員の事業参加等のガソリン代等 実費弁償分として
4 旅費	0	0	0	
5 交際費	10,000	0	-10,000	慶弔費
6 消耗品費	143,000	143,860	860	印刷用紙、コピー用紙、プリンタトナー等
7 会議費	103,000	85,094	-17,906	会議時お茶代 協議会委員研修会費等
8 印刷製本費	33,000	0	-33,000	封筒印刷代
9 通信運搬費	114,000	53,200	-60,800	会議案内等郵送料等
10 手数料	2,000	0	-2,000	事業支援金振込手数料等
11 使用料及び賃借料	76,000	75,240	-760	インターネット回線使用料
12 備品購入費	25,000	23,980	-1,020	Wi-Fiルーター
13 負担金及び交付金	20,000	20,000	0	会議負担金等
14 委託料	0	0	0	
15 保険料	27,000	25,500	-1,500	ボランティア活動保険料
16 活動拠点施設費	480,000	135,245	-344,755	活動拠点施設水道光熱費、施設賠償保険料 等

2. 事業費	9,063,000	7,942,639	-1,120,361	
1 コミュニティ支援・連携の推進	4,190,000	4,188,704	-1,296	
1-1 集落活動支援による地域力の再生	4,040,000	4,162,330	122,330	集落の元気づくり支援、公民館活動支援
1-2 集落、地域の持続可能性の向上	150,000	26,374	-123,626	中学生以上全住民アンケート、集落・地域懇談会
		0	0	
2 各地域づくり団体の支援・連携の推進	2,274,000	1,901,889	-372,111	
2-1 地域活性化に取り組む団体の支援と育成	1,400,000	1,504,000	104,000	地域づくり団体等支援事業、山北PR活動
2-2 地域づくり団体との連携推進	874,000	397,889	-476,111	買物困難者支援事業、地域産物流通促進
		0	0	
3 地域人材育成の推進	940,000	651,496	-288,504	
3-1 地域を担う人材を育成	440,000	356,638	-83,362	地域づくり楽習会、先進地視察研修、集いの場づくりに関する事業
3-2 地域の未来を担う子どもたちの育成	500,000	294,858	-205,142	地域の担い手育成事業、まちづくりへの参画支援事業
4 関係人口に関する事業の促進	1,116,000	659,810	-456,190	
4-1 地域の人材、生業等を活かした取り組みによる関係性を構築する事業を促進	1,016,000	659,810	-356,190	百姓やってみ隊推進事業
4-2 短期的な地域滞在による関係性を構築する事業を推進	100,000	0	-100,000	関係人口に関する取組
5 第3次まちづくり計画策定に向けた取り組み	543,000	540,740	-2,260	
5-1 地区のつながりを育み活動を発信するための情報提供	523,000	506,740	-16,260	まちづくり通信発行、行事カレンダー発行
5-2 活動拠点の整備を推進	20,000	34,000	14,000	関係人口、拠点整備、組織体制検討プロジェクトチーム
3. 積立金	400,000	0	-400,000	まちづくり協議会拠点施設整備積立金0円 関係人口構築推進基金0円
4. 繰出金	1,000	123	-877	積立金利息を積立金へ繰出
5. 予備費	20,000	0	-20,000	
合計	10,724,000	8,711,881	-2,012,119	

収入	10,729,094	
支出	8,711,881	
差引	2,017,213	残金を次年度へ繰り越します

【積立金】

単位：円

名称	前年度末 現在高	決算年度中 増減額	決算年度末 現在高	説明
拠点施設整備事業積立金	6,104,214	109	6,104,323	
百姓隊施設整備積立金	435,030	10	435,040	
関係人口構築事業推進積立金	1,100,028	4	1,100,032	
住民懇談会推進積立金	25,313	-25,313	0	アンケート事業完了のため残金は一般会計へ繰出

令和5年度 収支決算

百姓やってみ隊

【収入の部】

単位：円

項目	予算額	決算額	増減	説明
1. 繰入金	1,016,000	659,810	-356,190	まちづくり協議会会計から
2. 補助金等	0	0	0	
1 事業補助金	0	0	0	
3. 会費等	80,000	41,000	-39,000	
1 会費	80,000	41,000	-39,000	活動参加費
2 事業負担金等	0	0	0	
4. 事業収入	0	0	0	軽トラ市等 野菜売り上げ
5. 雑収入	0	0	0	
合計	1,096,000	700,810	-395,190	

【支出の部】

単位：円

項目	予算額	決算額	増減	説明
1. 運営費	0	0	0	
1 事務局員負担金	0	0	0	
2. 事業費	1,096,000	700,810	-395,190	
1 活動実習費	857,000	588,633	-268,367	
1-1 実習地・活動拠点管理作業報償費	594,000	303,186	-290,814	実習地除草作業謝礼
1-2 実習地借上げ謝礼	29,000	29,000	0	実習地の借上げ料、水利利用謝礼
1-3 活動拠点施設	0	0	0	施設賃借料、水道光熱費、電気料、光回線等
1-4 指導員謝礼	14,000	3,000	-11,000	畑作業指導謝礼
1-5 機器損料	21,000	16,000	-5,000	軽トラ借上げ、耕運機借上げ
1-6 需用費	75,000	100,577	25,577	肥料、種苗、資材、燃料等
1-7 修繕費	60,000	50,000	-10,000	実習地の扉修繕、
1-8 原材料費	30,000	27,500	-2,500	電気柵補修用材料等
1-9 役務費	30,000	14,370	-15,630	隊員活動保険、郵送用切手
1-10 負担金	4,000	0	-4,000	軽トラ市出店料
1-11 備品購入費	0	45,000	45,000	草刈り機更新
2 生業体験	239,000	112,177	-126,823	
2-1 体験料・指導員謝礼	173,000	54,000	-119,000	料理体験、シーカヤック、隊員企画等
2-2 材料費	66,000	58,177	-7,823	料理体験、隊員企画等材料費
		0	0	
3 繰出金	0	0	0	
4 予備費	0	0	0	
合計	1,096,000	700,810	-395,190	

収入	700,810
支出	700,810
差引	0

監 査 報 告 書

山北地区まちづくり協議会長 様

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）山北地区まちづくり協議会の事業報告、収支決算、収入・支出調書、出納簿、預金通帳並びに関係書類を監査した結果、適正に処理、記載されていると認められたので、報告します。

以 上

令和6年4月10日

監事 菅 原 義 栄



監事 本 間 洋 一



第2号議案

山北地区まちづくり協議会規約の一部改正

山北地区まちづくり協議会規約の一部を別記のとおり改正します。

令和 6年 4月23日 提出

山北地区まちづくり協議会 会長 板 垣 純 一

令和 6年 4月23日 議決

山北地区まちづくり協議会 議長 齋 藤 甲 三

(別記)

山北地区まちづくり協議会規約

平成24年 3月24日 制定

平成29年 4月14日 改正

令和 6年 4月23日 改正

(目的)

第1条 本会は、山北地区において地域住民と地域各種団体及び市との連携のもとに集落・地域の元気づくりと地域課題の解決に努め、住んでよかったと思える地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、山北地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の主たる事務所は村上市山北支所（村上市府屋232番地）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること
- (2) 地域教育及び子育て支援に関すること
- (3) 健康及び福祉の増進に関すること
- (4) 防災及び防犯に関すること
- (5) 伝統文化の継承に関すること
- (6) 環境の保全及び改善に関すること
- (7) 産業の振興に関すること
- (8) 人材の育成に関すること
- (9) その他協議会の目的達成のために必要なこと

(組織)

第5条 協議会は、山北地区に居住する人及び協議会の目的に賛同する個人若しくは団体等（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって事業を推進する。

- (1) 山北地区の集落総代・自治会長・区長・町内会長（以下「集落総代等」という。）が推薦する者
- (2) 協議会に加入する団体等が推薦する者
- (3) 公募による者
- (4) その他、協議会の目的に賛同し、総会で承認された者

2 委員は、~~部会に所属し~~協議会の企画運営に携わるものとする。

(理事)

第7条 協議会に理事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 集落総代等
- (2) 協議会に加入する団体等の代表者のうち、別に定めた者

- 2 理事となる協議会に加入する団体等の代表者の選出方法等協議会に加入する団体等の代表者による理事の選出方法等は、別に定める。
- 3 理事は、委員を兼ねることができるものとする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 活動推進員部会長 若干名3名
 - ~~(5) 副部会長 6名~~
 - (5)(6) 監事 2名
- 2 会長、副会長、事務局長及び監事は役員会理事会において構成員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
 - 3 活動推進員は、役員会において選出部会長及び副部会長は、各部会において選出し、会長が選任する。
 - 4 協議会の設立時においては、まちづくり協議会設立準備会で役員を選出し、設立総会において承認を得ることができるものとする。

(顧問)

第9条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、協議会事務及び事務局を統括する。
- 4 活動推進員部会長は、協議会の運営を補佐し、協議会各部会の事業を推進統括する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会及び役員会、役員会、理事会及び部会とする。

(総会)

第13条 総会は、理事及び委員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、協議会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、総会を構成する理事

及び委員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

- 4 総会の議長は、出席する理事及び委員から選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた総会を構成する理事及び委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) まちづくり計画の策定及び変更に関すること
 - (2) 規約の制定及び改正に関すること
 - (3) 会長、副会長、事務局長、監事及び顧問の承認に関すること
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること
 - (5) その他、重要事項に関すること

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 委員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、会長、副会長、事務局長、活動推進員部会長及び副部会長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 総会において諮るべき事項
- 2 役員会は、必要に応じて会長が召集し、議長となる。
- 3 会長は、必要に応じて役員会に山北地域区長連絡協議会役員及び団体等代表1名を招集し、拡大役員会を開催することができる。

~~(理事会)~~

~~第16条 理事会は、理事で構成し、次の事項を審議決定する。~~

- ~~(1) 協議会の運営に関する重要事項~~
 - ~~(2) 総会において役員会が諮るべき事項~~
- ~~2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。~~
- ~~3 理事会の議長は、出席する理事から選出する~~
- ~~4 理事会は、委任状を含めた理事の2分の1以上の出席により成立するものとする。~~
- ~~5 理事会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~

(部会)

第17条 総会で決定された方針に基づき事業を実施するため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 地域コミュニティ部会
- (2) 地域パートナーズ部会
- (3) 地域リーダーズ部会

- ~~2 部会は、協議会の委員等で構成する。~~
- ~~3 部会には、部会長及び副部会長2名以内を置く。~~
- ~~4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。~~
- ~~5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。~~
- ~~6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときはその職務を代行する。~~
- ~~7 部会は、必要に応じて部会長が召集する。~~

(事務局)

- 第1618条 協議会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
 - 3 事務局員は、会長が構成員の中から選任した2名と山北支所地域振興課自治振興室職員がこれにあたる。
 - 4 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
 - 5 事務局員は、事務局長を補佐し、協議会の事務及び会計事務を処理する。
 - 6 会長は、必要に応じて事務局に集落支援員を置くことができる。
 - 7 集落支援員は、協議会の特命事項を処理する。

(会計)

- 第1719条 協議会の運営にかかる経費は、地域まちづくり交付金、補助金、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(監査)

- 第1820条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備え付け)

- 第1921条 協議会の事務所には、協議会の事業実施にかかる書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取り扱い)

- 第2022条 協議会が各種取り組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

- 第2123条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会理事会に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年3月24日から施行する。
- 2 この協議会の設立年度の役員任期は、第11条の規定にかかわらず、協議会設立日から平成26年3月

31日までとする。

3 この協議会の設立年度の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、協議会設立日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年4月23日から施行する。

2 協議会の部会の規定（旧第17条）については、残務事務が終了するまでの間、なお従前の例による。

第3号議案

第3次山北地区まちづくり計画の一部改訂

第3次山北地区まちづくり計画の一部を別記のとおり改訂します。

令和 6年 4月23日 提出
山北地区まちづくり協議会 会長 板 垣 純 一

令和 6年 4月23日 議決
山北地区まちづくり協議会 議長 齋 藤 甲 三

(別記)

【表紙】

第3次山北地区まちづくり計画

定住の里づくり

～互いに支え合う地域づくり（共助の充実に向け）～

令和4年4月26日 制定

令和6年4月23日 一部改訂

山北地区まちづくり協議会

第3章 テーマを具現化するための取り組みとして

基本目標を踏まえ、具現化に向けたテーマ「互いに支え合う地域づくり（共助の充実に向け）」を実現するために、各地域や各種団体、地域内の人材が主体的な取り組みが行えるよう以下の4事業を計画します。

また、地域や各種団体と連携した取り組みが併せて進められるように本協議会の安定運営に関する事業も併せて計画するものです。

1 各地域の活動や地域の課題解決の促進を支援

（1）集落活動の支援による地域力の再生

- ①集落の活性化、地域の課題解決のための事業支援
・・・「集落の元気づくり支援事業」など
- ②公民館活動支援の在り方の検討
・・・「公民館活動等支援事業」など
- ③「共助の充実」への支援強化
・・・「集落内の支え合いの取り組みに対する支援を検討」など

（2）集落、地域の持続可能性の向上

- ①集落、地域の活性化、課題解決に向けた話し合い促進を支援
- ②集落、地域の維持・活性化の推進に伴走
・・・「中学生以上全住民アンケートの実施」
「集落・地域懇談会の実施」など

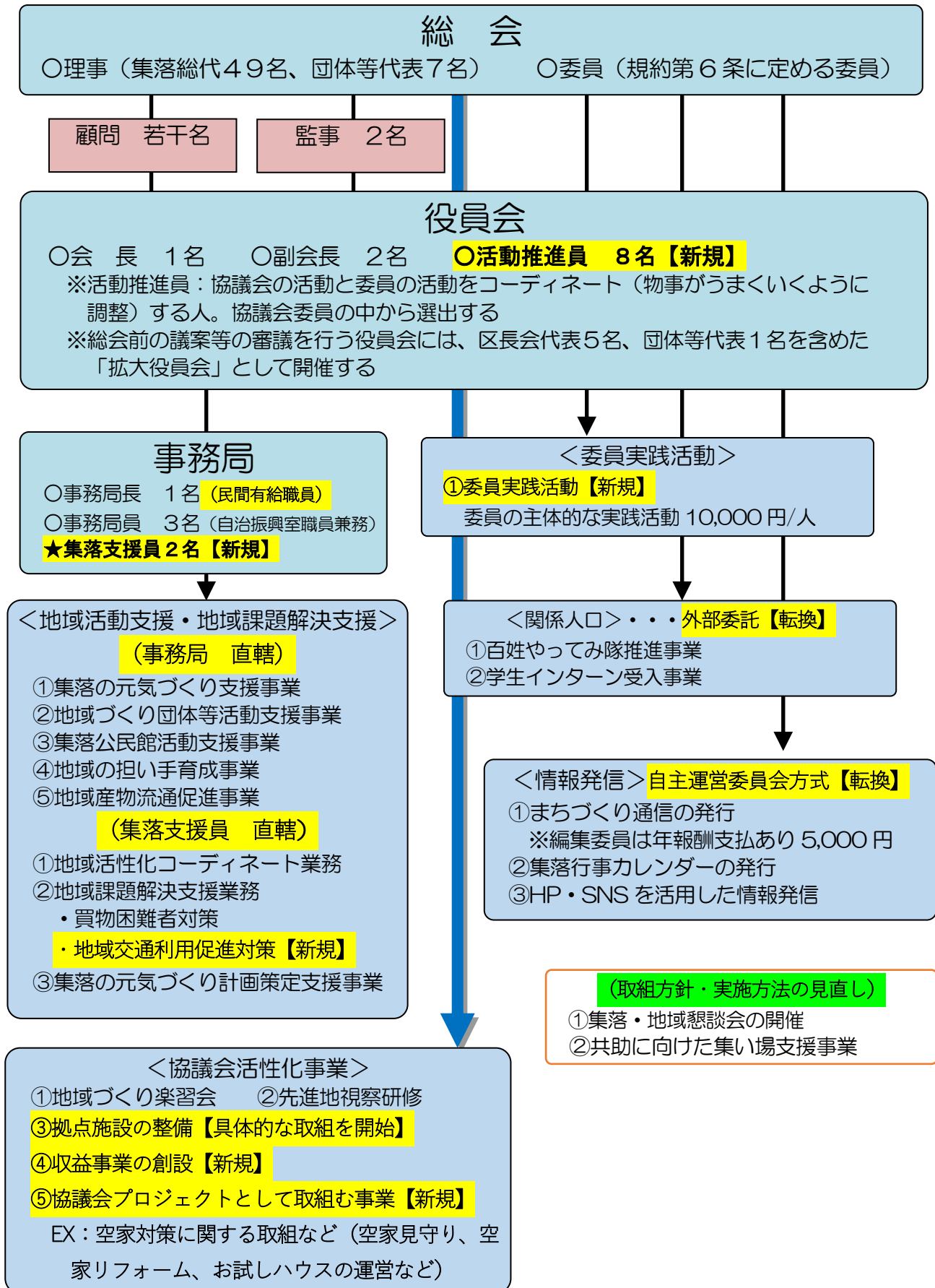
（3）委員の主体的な実践活動による地域づくりの促進

- ①協議会活性化事業「委員実践活動」



第4章 計画実現に向けた組織体制について

本計画の実現のため、組織体制の見直しを行い、より実効性のある体制に再編します。



第4号議案

令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）

令和6年度事業計画及び収支予算について、別紙（案）のとおり定めます。

令和 6年 4月23日 提出
山北地区まちづくり協議会 会長 板 垣 純 一

令和 6年 4月23日 議決
山北地区まちづくり協議会 議長 齋 藤 甲 三

令和6年度 事業計画（案）

山北地区まちづくり協議会

令和6年度も「第3次山北地区まちづくり計画」に基づき「互いに支え合う地域づくりへ（共助の充実に向け）」のテーマに沿って取組みを進めます。

なお、山北地域まちづくり協議会安定運営検討プロジェクトからの提案に基づき具体的な取組みにも着手します。

第1 協議会の運営等にかかる活動

（1）協議会の会議等

①監査（1回開催）

R6年4月 日 事務及び会計監査

②総会（1回開催）

R6年4月23日 通常総会 事業・決算報告、事業計画・予算の審議 ほか

③役員会（4回開催）

R6年6月上旬 事業展開、今後のスケジュール検討 ほか

R6年9月下旬 事業経過報告、懸案事項の検討 ほか

R7年1月下旬 役員会提案資料の検討 ほか

R7年3月上旬 総会提案資料の検討 ほか

④まちづくり協議会助成金交付等審査会（1回開催）

R7年3月中旬 集落の元気づくり・地域づくり団体等支援事業の審査（R7年度分）

（2）各種会議等への出席

○地域まちづくり組織情報交換会（役員、事務局）

○日沿道山北地区活性化促進協議会への出席（役員、事務局）

○その他各種会議等への出席（三役）

（3）その他

○各種地域づくり団体等の視察受け入れ【事務局が対応】

第2 まちづくり計画に基づく活動

取組1 各地域の活動や地域の課題解決の促進を支援

（1）集落活動の支援による地域力の再生

①集落の活性化、地域の課題解決のための事業支援

○集落の元気づくり支援事業

【事務局直轄事業】

②公民館活動の支援

○集落公民館活動支援事業

【事務局直轄事業】

- ③「共助の充実」への支援強化→協議会としてどのような取組ができるか検討を継続
- (2) 集落、地域の持続可能性の向上
- ①集落、地域の活性化、課題解決に向けた話し合い促進を支援
○集落支援員による事業展開 【集落支援員直轄事業】
- ②集落、地域の維持・活性化の推進に伴走
○集落支援員による事業展開 【集落支援員直轄事業】
- (3) 委員の主体的な実践活動による地域づくりの促進
- ①協議会活性化事業「委員実践活動」 【新規】

取組2 各種団体の活動や団体間連携の促進を支援

- (1) 地域の活性化や地域課題解決に取り組む地域づくり団体等の活動支援強化
- ①山北地区の地域づくりに取り組む団体等（以下、団体等）の活動に対し、資金や人材、あるいは情報発信等による支援
○地域づくり団体等活動支援事業 【事務局直轄事業】
○山北PR活動支援事業 【事務局直轄事業】
- ②団体等が連携し、情報共有あるいは互いの繋がりを育むための支援
- (2) 地域の団体等と連携した地域課題の解決に向けた取組みを推進
- ①各種団体等と連携し、地域の日常生活の支援につながる取組みを推進
○買い物困難者支援事業（買い物ツアー、ゆり花マルシェ）【集落支援員直轄事業】
- ②各種団体や事業者、あるいは地域と連携した地域の課題解決に向けた取組みを推進
○地域産物流通促進事業（軽トラ市） 【事務局直轄事業】

取組3 地域を担う人材の育成を支援

- (1) 地域を担う人材の育成
- ①山北地区内の地域づくりの成果発表や研修の機会を継続し人材育成を支援
○地域づくり楽習会の開催 【協議会全体事業】
- ②先進事例視察等による外部の取り組みの研修による地域づくり意識の向上を図る人材育成の支援。役員、部会員だけでなく会員（住民）と共に
○先進地視察研修 【協議会全体事業】
- (2) 地域の未来を担う子どもたちの育成
- ①地域の力を活用し、地域を学び考える機会を支援
○山北地区地域の担い手育成事業 【事務局直轄事業】
- ②子どもたちが地域へ関わり活動する取組みを推進するための支援
○地域の担い手のまちづくりへの参画支援事業 【事務局直轄事業】
- ③小学校から中学校を通じ、地域を学び地域の未来を考える仕掛け等への支援
○山北地区地域の担い手育成事業 【事務局直轄事業】

取組4 未来の山北地区に向けた関係人口に関する事業を促進

- (1) 地域の人材、生業等を活かした取組みによる関係性を構築する事業を促進
- ①受け入れ主体の拡充を図る
- ②地域と連携した活動を継続し、主体的に実施できる団体等へ移行を図る
○百姓やってみ隊推進事業【令和7年度からの外部委託に向けた取組みも進める】
- (2) 短期的な地域滞在による関係性を構築する事業を促進
- ①実施地域の情報発信を進め、取組みの横展開を図る

- ②短期的な受け入れを進めつつ、以後継続的に関われる仕掛けづくりも進める
- 学生インターン 【令和7年度からの外部委託に向けた取組みも進める】

取組5 山北地区まちづくり協議会の安定運営のための事業

(1) 地区のつながりを育み活動を発信するための情報提供を促進

- ①情報発信が主体的に実施できる体制づくりを第3次計画内で検討し進める
 - まちづくり通信の発行 【委員主体の運営方式への転換を進める】
 - 集落行事カレンダーの発行 【委員主体の運営方式への転換を進める】
 - ホームページ、SNSを活用した情報発信 【委員主体の運営方式への転換を進める】

(2) 活動拠点の整備を推進

- ①令和6年度から具体的に拠点整備事業に取り組む（取組み内容は下記のとおり）
 - 1) 機能の決定 2) 物件の探索 3) 建設スケジュールの検討 4) 事業費の積算

第3 その他

(1) 収益事業の検討

- ①協議会の自主運営に向け、収益事業の取組みを検討する

(2) 部会の検討事項の引継ぎ

- ①これまで部会で検討を行ってきた「共助に向けた集い場支援」、「集落・地域懇談会の開催」の取組方針等については、役員会が引き継ぎ、引き続き検討を行う

第4 百姓やってみ隊推進事業に係る活動

1. 実施期間

令和6年5月から12月まで（1日×6回～8回）

2. 予算額

1,096千円 ※活動参加費として500円程度/回を徴収予定

3. 募集対象及び募集人員

「田舎暮らし」、「地域資源を活かした起業」、「豊かな自然環境」、「人との交流」に関心がある人
山北地区外10人、山北地区内10人

4. 運営・管理

畑は民地を借用して事務局が直轄管理する。畑の耕起等は産業振興公社へ委託して実施予定

5. 活動概要

令和6年度は、活動の外部委託の準備期間として捉え、外部委託のあり方なども模索しながら活動に取組めます。外部委託はこれまでの取組みに加え、新しい関係人口創出とまちづくり協議会の組織体制の強化につなげる取組みとして進めます

令和6年度 収支予算（案）

山北地区まちづくり協議会

【収入の部】

単位：円

項目	本年度	前年度	増減	説明
1. 繰越金	2,017,213	1,990,288	26,925	※8,707,000×25%以内
2. 補助金等	8,840,000	8,707,000	133,000	
1 まちづくり交付金	8,840,000	8,707,000	133,000	村上市から
2 事業補助金	0	0	0	
3. 会費等	0	0	0	
1 賛助会費	0	0	0	
2 事業負担金等	0	0	0	
4. 事務職員負担金	0	0	0	
5. 受託金	0	0	0	
6. 繰入金	1,000	26,313	-25,313	積立金利息
7. 雑収入	787	399	388	預金利息、行事カレンダー
合計	10,859,000	10,724,000	135,000	

【支出の部】

単位：円

項目	本年度	前年度	増減	説明
1. 運営費	1,163,000	1,240,000	-77,000	
1 社会保険料	0	0	0	
2 賃金	0	0	0	
3 報償費	347,000	207,000	140,000	会長ほか役員の事業参加等の費用弁償分として
4 旅費	0	0	0	
5 交際費	10,000	10,000	0	慶弔費
6 消耗品費	124,000	143,000	-19,000	印刷用紙、コピー用紙、プリンタトナー等
7 会議費	49,000	103,000	-54,000	会議時お茶代等
8 印刷製本費	17,000	33,000	-16,000	封筒印刷代
9 通信運搬費	114,000	114,000	0	会議案内等郵送料等
10 手数料	2,000	2,000	0	事業支援金振込手数料等
11 使用料及び賃借料	76,000	76,000	0	インターネット回線使用料
12 備品購入費	0	25,000	-25,000	
13 負担金及び交付金	20,000	20,000	0	会議負担金等
14 委託料	0	0	0	
15 保険料	27,000	27,000	0	ボランティア活動保険
16 活動拠点施設費	377,000	480,000	-103,000	活動拠点施設水道光熱費、施設賠償保険料等

項目	本年度	前年度	増減	説明
2. 事業費	9,475,000	9,063,000	412,000	
1 コミュニティ支援・連携の推進	4,590,000	4,190,000	400,000	
1-1 集落活動支援による地域力の再生	4,100,000	4,040,000	60,000	集落の元気づくり支援、公民館活動支援
1-2 集落、地域の持続可能性の向上	30,000	150,000	-120,000	集落懇談会等
1-3 委員の主体的な実践活動による地域づくりの促進	460,000	0	460,000	委員実践活動、協議会委員研修会費
2 各地域づくり団体の支援・連携の推進	2,390,000	2,274,000	116,000	
2-1 地域活性化に取り組む団体の支援と育成	1,850,000	1,400,000	450,000	地域づくり団体等支援事業、山北PR活動支援事業
2-2 地域づくり団体との連携推進	540,000	874,000	-334,000	買物困難者支援事業、地域産物流通促進
3 地域人材育成の推進	930,000	940,000	-10,000	
3-1 地域を担う人材を育成	460,000	440,000	20,000	地域づくり楽習会、先進地視察研修等に関する事業
3-2 地域の未来を担う子どもたちの育成	470,000	500,000	-30,000	地域の担い手育成事業、まちづくりへの参画
4 関係人口に関する事業の促進	882,000	1,116,000	-234,000	
4-1 地域の人材、生業等を活かした取り組みによる関係性を構築する事業を促進	882,000	1,016,000	-134,000	百姓やってみ隊推進事業
4-2 短期的な地域滞在による関係性を構築する事業を促進	0	100,000	-100,000	関係人口に関する取り組み
5 山北地区まちづくり協議会の安定運営	683,000	543,000	140,000	
5-1 地区のつながりを育み活動を発信するための情報提供	623,000	523,000	100,000	まちづくり通信発行、行事カレンダー発行
5-2 活動拠点等の整備を推進	60,000	20,000	40,000	関係人口、拠点整備等の検討
3. 積立金	200,000	400,000	-200,000	まちづくり協議会拠点施設整備積立金 200,000円 関係人口構築推進基金 0円
4. 繰出金	1,000	1,000	0	積立金利子を積立金へ繰出し
5. 予備費	20,000	20,000	0	
合計	10,859,000	10,724,000	135,000	

収支差引なし 0

※1 予算を流用する場合は、役員会の承認を得て行い、総会に報告する。

令和6年度 百姓やってみ隊推進事業収支予算（案）

山北地区まちづくり協議会

【収入の部】

単位：円

項目	本年度	前年度	増減	説明
1. 繰入金	882,000	1,016,000	-134,000	まちづくり協議会会計から
2. 補助金等	0	0	0	
1 事業補助金	0	0	0	
3. 会費等	30,000	80,000	-50,000	
1 会費	30,000	80,000	-50,000	500円/回×10名×6回
2 事業負担金等	0	0	0	
4. 事業収入	0	0	0	
5. 雑収入	0	0	0	
合計	912,000	1,096,000	-184,000	

【支出の部】

単位：円

項目	本年度	前年度	増減	説明
1. 運営費	0	0	0	
1 事務局員負担金	0	0	0	
2. 事業費	912,000	1,096,000	-184,000	
1 活動実習	728,000	857,000	-129,000	
1-1 実習地・活動拠点管理作業報償費	471,000	594,000	-123,000	実習地除草作業謝礼
1-2 実習地借上げ謝礼	29,000	29,000	0	実習地の借上げ、水利利用謝礼
1-3 活動拠点施設	0	0	0	施設賃借料、水道光熱費、電気料、光回線等
1-4 指導員謝礼	12,000	14,000	-2,000	畑作業指導謝礼
1-5 機器損料	29,000	21,000	8,000	軽トラ、農機具借り上げ
1-6 需用費	97,000	75,000	22,000	肥料、種苗、資材、燃料等
1-7 修繕料	30,000	60,000	-30,000	実習地厚修繕
1-8 原材料費	30,000	30,000	0	電気柵補修用材料等
1-9 役務費	30,000	30,000	0	隊員活動保険、郵送用切手
1-10 負担金	0	4,000	-4,000	軽トラ市出店料
1-11 備品購入費	0	0	0	
2 生業体験	184,000	239,000	-55,000	
2-1 体験料・指導員謝礼	118,000	173,000	-55,000	各種体験謝礼、隊員企画等体験謝礼
2-2 材料費	66,000	66,000	0	各種体験、隊員企画等材料費
3. 繰出金	0	0	0	
4. 予備費	0	0	0	
合計	912,000	1,096,000	-184,000	

収支差引なし 0

※予算を流用する場合は、役員会の承認を得て行い、総会に報告する。

第5号議案

山北地区まちづくり協議会役員の改選

山北地区まちづくり協議会役員について、次の者を選任したいので、承認を求めます。

役職	氏名	任期	備考
会 長	板垣 純一	R6. 4. 1～R8. 3. 31	
副 会 長	加藤 英人	R6. 4. 1～R8. 3. 31	
副 会 長	小田 ともみ	R6. 4. 1～R8. 3. 31	
事務局長	斎藤 信秋	R6. 4. 1～R8. 3. 31	
監 事	菅原 義栄	R6. 4. 1～R8. 3. 31	
監 事	本間 洋一	R6. 4. 1～R8. 3. 31	

令和 6年 4月23日 提出

山北地区まちづくり協議会 会長 板 垣 純 一

令和 6年 4月23日 承認

山北地区まちづくり協議会 議長 斎 藤 甲 三